

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	32 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、勤務していた店の店主に国民年金に加入するように勧められ、自身で国民年金の加入手続を行い、1年分の国民年金保険料を一括で納付し、その後は定期的に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年2月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人が国民年金手帳に貼付している申立期間に係る領収証書は、必要事項の記載に一部漏れがあるものの、様式及び記載状況等から当時作成されたものと認められ、申立期間直後の昭和48年4月から同年12月までの期間の領収証書も当該手帳に貼付されていることから、長期間にわたり、申立期間に係る領収証書が当該手帳に貼付されていたものと考えられ、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月及び同年5月
② 平成16年3月から同年5月まで

私は、20歳になった頃に国民年金の加入手続を行い、平成10年3月に会社に就職するまでの国民年金保険料は全て納付したはずである。また、申立期間②の保険料は、16年6月に再就職してから半年後ぐらいに自宅に来た集金人に現金で納付した。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳時に国民年金の加入手続を行い、当該期間を含む学生期間の国民年金保険料は全て納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が20歳に到達した直後の平成8年*月頃に払い出され、当該期間を除き、国民年金加入期間の保険料は全て納付済みとなっていることがオンライン記録で確認できることから、申立人の保険料に係る納付意識は高かったものと考えられる。

また、当該期間は2か月と短期間である上、申立人は、当該期間直前の平成8年2月及び同年3月の保険料を同年4月に、同年6月から同年12月までの期間の保険料を9年3月にそれぞれ現年度納付していることが確認でき、いずれの納付時点においても当該期間の保険料を現年度納付することは可能であるなど、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が当該期間に係る保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②については、平成17年8月23日に、当該期間に係る国民年金の未適用者一覧表(最終)が作成され、その後現在に至るまで厚生年金保険から国民

年金への切替手続が行われておらず、当該期間は未加入期間となっていることがオンライン記録で確認でき、制度上、保険料を納付することはできない期間であるほか、申立人は、当該期間の保険料の納付に関する記憶が明確でないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年3月まで
② 平成16年4月から同年7月まで
③ 平成17年4月から同年10月まで

私は、平成3年4月頃に親に勧められて国民年金の加入手続を行った。学生時代は国民年金保険料や生活費のためのお金を母から送金してもらっていて、学生だった同年4月から4年3月までの期間及び申立期間①の保険料を4回か5回に分けて市役所で納付していた。また、私は、第3号被保険者からの種別変更手続を行い、郵便局で申立期間②及び③の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、学生だった平成3年4月から4年3月までの期間及び申立期間①の国民年金保険料を4回か5回に分けて市役所で納付したと説明しているところ、申立人は、3年4月から4年3月までの保険料を半年分ずつ2回に分けて現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、上記学生期間の2年分の保険料を半年分ずつ納付した場合の納付回数は4回となり、申立人の記憶する納付回数と合致する上、申立期間①は12か月と短期間である。

また、申立人に保険料を送金していたとする母親は、申立人が学生だった時に申立人の姉の保険料を納付していたと説明しているところ、その姉は、平成3年4月から申立期間①を含めて保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間②及び③については、申立人は、郵便局で保険料をまとめて納付したと主張するのみで、まとめて納付した保険料額、納付回数に関する記憶が

明確ではない。

また、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られ、平成 9 年 1 月からは基礎年金番号が導入された上、14 年 4 月からは保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等からの電磁的データをもって収録されていることから、申立期間②及び③において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 4 年 4 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年11月まで

私は、婚姻後の平成4年の春頃に国民年金保険料の納付書が2冊送付されてきたので、厚生年金保険後の期間を納付しようと思い、そのうちの1冊で申立期間の保険料を区役所の窓口で納付した。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の第3号被保険者の該当処理日は、平成4年1月6日であることが確認できることから、申立人の国民年金手帳の記号番号は同時期に払い出されていたことが推認でき、申立人が、同年春頃に納付書を送付されてきたと主張していることに不自然さは無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したと説明しているところ、申立期間のうち、平成3年4月から同年11月までの保険料は4年4月末日までは区役所で現年度納付することが可能である上、申立人が納付したとする保険料額は、当該期間の保険料合計額とおおむね一致する。

一方、申立期間のうち、平成3年3月の保険料は、上記払出時点では、過年度保険料となるため、区役所で納付することができない上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで

私の母は、私が 20 歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、母が私の国民年金保険料を家の近くの郵便局や金融機関で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は 47 年 10 月頃に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料を全て現年度納付していることが母親が所持する領収証書及びオンライン記録で確認できるほか、申立期間②については、3 か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の当該期間後の保険料は、60 歳に到達するまで全て納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間①のうち、昭和 46 年 12 月から 47 年 3 月までの期間については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親は加入手続の時期、手続場所、保険料の納付額及び納付頻度に関する記憶が明確でない上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で、当該期間の保険料は過年度納付となるが、母親は過去の保険料をまとめて納付した記憶は無いと説明しているほか、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から49年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年2月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年2月まで

私は、夫の海外赴任随行から帰国した後、昭和56年9月に国民年金に任意加入し、次に海外赴任随行するまでの申立期間の国民年金保険料を区役所か出張所で納付していた。申立期間の保険料が付加保険料を含め未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は申立期間直前の国民年金保険料を付加保険料も含めて納付していることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人が、申立期間当時に、納付書により区役所又は出張所で納付していたとする保険料額は、申立期間の定額保険料及び付加保険料を併せた保険料額とおおむね一致しているほか、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金の記録欄には、申立人は、昭和56年9月に任意加入し、海外へ転出したとする58年3月に資格喪失した旨が記載され、当時居住していた区の押印があることから、申立人は、当時、国民年金の資格得喪手続を適切に行っており、申立期間は任意加入被保険者期間として記録管理されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年9月までの期間及び46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年9月まで
② 昭和46年3月

私は、昭和44年4月から46年3月まで国民年金保険料を納付し、当該期間の保険料領収証書も所持している。年金事務所から、当該期間の加入記録は取り消され、当該期間の保険料も還付したと思われると説明されたが、45年10月から46年2月までの厚生年金保険加入期間を除く申立期間については、国民年金の強制加入被保険者期間とされるべき期間であり、申立期間の保険料が還付され、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、当該証書には、昭和43年12月12日に払い出された申立人の国民年金手帳の記号番号が記載されている。当該手帳記号番号の払出簿備考欄には「欠番46.1.30 公的年金」と記載され、申立人が当時居住していた区の索引票に当該手帳記号番号は取消しと記載されており、同区の国民年金被保険者名簿には手帳記号番号取消しにより還付請求書が作成された旨の記載が確認できる。

しかし、申立人には、昭和61年11月頃に2回目の手帳記号番号が払い出されており、当該手帳記号番号による現在のオンライン記録では、申立期間は強制加入被保険者期間とされていることから、前述の手帳記号番号においても、本来、申立期間は国民年金の強制加入被保険者期間となるべき期間であり、43年12月に払い出された手帳記号番号が取消しとされる理由は見当たらず、保険料が還付とされる前は納付済期間となっていたことから、申立期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月及び 58 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月及び 58 年 1 月

私は、昭和 57 年 12 月に会社を退職後、国民健康保険と国民年金への加入のため区役所に行き、手続を行った。その際、申立期間の国民年金保険料を納付し、婚姻後も区役所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、申立期間当時に居住していた市の区役所で会社を退職した直後の昭和 57 年 12 月に国民年金に加入するとともに、申立期間の保険料を区役所で納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年同月頃に国民年金の強制加入被保険者として資格取得したことにより払い出されており、この払出時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能であることなど、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が、申立期間直後に婚姻したことにより、昭和 58 年 3 月 3 日に氏名変更手続及び強制加入被保険者から任意加入被保険者への変更手続を行ったことが確認でき、申立人の年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月から18年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月から19年6月まで

私たち夫婦は、経営している店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。店の経営が厳しく、保険料の納付が難しくなったので、店に来た集金人の上司に、いつからいつまでの分かは分からないが、夫婦二人の全額免除申請をした。申立期間の保険料が免除とされておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成17年7月から18年6月までの期間については、オンライン記録によると、当該期間直前の17年4月から同年6月までの期間を含む同年4月から18年6月までの期間が、社会保険事務所（当時）により本人の申請意思を確認しないまま国民年金保険料の全額免除の承認処理が行われ、その後、施行規則に定める手続が行われていなかった「不適正な免除処理事案」として同年5月30日に取消処理が行われたことが確認できる。

また、年金事務所が保管していた戸別訪問報告書によると、平成18年6月5日に、不適正な免除処理された期間の免除申請について、社会保険事務所職員（当時）が申立人夫婦を戸別訪問し、当該報告書のそれぞれの面談欄には「本人」「不受理」、備考欄には「後日提出」「キッサテン」の記載があり、17年4月から18年6月までの不適正な免除期間のうち、オンライン記録によると申立期間直前である17年4月から同年6月までの期間のみが免除の記録となっていることから、申立人夫婦は、同年7月から18年6月までの期間についても全額免除の承認基準には該当していたと考えられる上、当該不適正な免除期間のうち、申立期間直前の一部のみを申請し、17年7月から18年6月までの期間を申請しないとは考え難い。

一方、申立期間のうち、平成18年7月から19年6月までについては、申立人は、当該期間の免除申請手続に関する記憶が明確でなく、申立人の夫は最初の免除申請手続の際に免除の継続申請を行ったと説明しており、当該期間が全額免除の承認を受けていたのであれば、当該年以降の免除申請は継続審査され、免除申請書を提出する必要は無いが、前述の年金事務所には、申立人の当該期間直後の全額申請免除期間の申請書が保管されており、当該申請書に申立人が20年4月18日に継続審査を希望とした申請書を提出していることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人には平成20年8月12日に18年7月から19年6月までの期間の過年度納付書と考えられる納付書が作成されていることが確認でき、この作成時点では、当該期間は申請免除期間ではなく、未納期間であったことが確認できるほか、申立人に対し、18年10月から21年7月にかけて8回の未納保険料の納付勧奨が行われていることがオンライン記録により確認できることなどからも、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成17年7月から18年6月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月から18年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月から18年11月まで
② 平成19年1月から同年7月まで
③ 平成19年9月から21年5月まで

私たち夫婦は、経営している店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。店の経営が厳しく、保険料の納付が難しくなったので、店に来た集金人の上司に、いつからいつまでの分かは分からないが、夫婦二人の全額免除申請をした。申立期間の保険料が免除とされておらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成17年7月から18年6月までの期間については、オンライン記録によると、当該期間直前の17年4月から同年6月までの期間を含む同年4月から18年6月までの期間が、社会保険事務所（当時）により本人の申請意思を確認しないまま国民年金保険料の全額免除の承認処理が行われ、その後、施行規則に定める手続が行われていなかった「不適正な免除処理事案」として同年5月30日に取消処理が行われたことが確認できる。

また、年金事務所が保管していた戸別訪問報告書によると、平成18年6月5日に、不適正な免除処理された期間の免除申請について、社会保険事務所職員（当時）が申立人夫婦を戸別訪問し、当該報告書のそれぞれの面談欄には「本人」「不受理」、備考欄には「後日提出」「キッサテン」の記載があり、17年4月から18年6月までの不適正な免除期間のうち、オンライン記録によると申立期間①直前である17年4月から同年6月までの期間のみが免除の記録となっていることから、申立人夫婦は、同年7月から18年6月までの期間についても全額免除の承認基準

には該当していたと考えられる上、当該不適正な免除期間のうち、申立期間①直前の一部のみを申請し、17年7月から18年6月までの期間を申請しないとは考え難い。

一方、申立期間①のうち平成18年7月から同年11月までの期間、申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の免除申請手続は行っておらず最初の免除申請手続の際に免除の継続申請を行ったと説明しており、当該期間が全額免除の承認を受けていたのであれば、当該年以降の免除申請は継続審査され、免除申請書を提出する必要は無いが、前述の年金事務所には、申立人の申立期間③後の全額申請免除期間の申請書が保管されており、当該申請書に申立人が22年9月16日に継続審査を希望とした申請書を提出していることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間①と②の間の平成18年12月、申立期間②と③の間の19年8月及び申立期間③直後の21年6月の保険料は、口座振替により保険料が納付されていることがオンライン記録で確認でき、いずれも免除承認が行われる7月から翌年6月までの間に納付されており、それぞれの納付時点では、申立人に対し保険料の口座振替に関する通知が行われたと推察され、当該期間は免除承認期間と取り扱われていなかったことが確認できるほか、申立人に対し、18年10月から23年8月までにかけて13回の未納保険料の納付勧奨が行われていることがオンライン記録により確認できることなどからも、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成17年7月から18年6月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和61年9月30日から同年12月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年12月28日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和61年9月は30万円、同年10月及び同年11月は34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月30日から62年1月中旬まで

A社が昭和62年1月に倒産するまで勤務しており、給料も以前と変わらず月30万円受け取っていたが、資格喪失日が61年9月30日となっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。このようなことになっているとは全然気が付かなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和61年9月30日から同年12月28日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日について、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年12月28日と記録されていたところ、62年3月6日付けで遡って当該記録が取り消され、61年9月30日に訂正されていることが確認できる。

また、A社における申立人以外の従業員41人の資格喪失日についても同日付けで遡って訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本により、同社は上記適用事業所ではなくなった日以降も法人事業所であることが確認できる上、同社に係る事業所別被保険者名簿における記載内容から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金保

険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の同社における資格喪失日に係る訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和61年12月28日に訂正することが必要と認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正処理前の記録から、昭和61年9月は30万円、同年10月及び同年11月は34万円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和61年12月28日から62年1月中旬までの期間について、前述のとおり、雇用保険の加入記録により、A社での勤務は確認できる。

しかしながら、A社における申立人に係る当初の被保険者資格喪失日の処理は昭和62年1月9日付けで行われており、当該期間において、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、A社の事業主は既に死亡している上、同社において厚生年金保険の加入記録のある複数の従業員に照会したが、当該期間における厚生年金保険料の控除に関する事実を確認することはできなかった。

なお、申立人は、当該期間について、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年7月1日から15年9月1日までの期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月1日から20年9月26日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与よりも低く届けられている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成14年7月1日の被保険者資格取得時において、24万円と記録されていたところ、15年5月7日付けで、資格取得時に遡って9万8,000円に減額訂正されている上、代表取締役及び従業員一人の標準報酬月額についても、申立人と同様に同日付けで、資格取得時に遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る平成14年度及び15年度滞納処分票では、14年8月の保険料から滞納が記録され、社会保険事務所が納入を促していたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本の役員欄には、申立人の名前は見当たらず、同社の事務担当者は、代表取締役が直接社会保険事務を担当していた旨供述していることから、申立人は、上記標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成15年5月7日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、当該減額訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の14年7月から15年8月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成15年9月から20年8月までの期間について、申立人の標準報酬月額は、上記減額訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月

1日)で9万8,000円と記録されているが、当該処理について、上記減額訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A社から提出された給与所得の源泉徴収票及び区役所から提出された「依頼票(兼回答票)」に記載されている社会保険料等の金額を検証したところ、当該期間の標準報酬月額(9万8,000円)に見合う保険料よりも高い保険料控除があったことを確認することができなかった。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和49年9月30日から50年1月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年1月28日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月28日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年1月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から50年3月1日まで

A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社は、申立期間中に経営陣が交代したが、引き続きB社として事業を継続し、社員の待遇に変更は無かったので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年9月30日から50年1月28日までの期間について、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和49年12月26日の後の50年1月28日付けで、申立人の同社における資格喪失日を遡って49年9月30日とする資格喪失届が受付されており、申立人を含め84人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、同社の役員ではないことが確認できる。

また、A社は、商業登記簿謄本によると、昭和49年12月23日に社名を変更しているが、上記資格喪失届の受付日である50年1月28日においても法人事業所であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和49年9月30日に資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、A社における資格喪失日を、上記資格喪失届の受付日である50年1月28日に訂正することが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和50年1月28日から同年3月1日までの期間について、B社の商業登記簿謄本及びA社の取締役等の供述から判断すると、申立人が勤務していた事業所は、A社から業務を引き継いだB社であったことが推認できる。

また、同僚から提出された昭和50年1月及び同年2月の給与支給明細表によると、当該期間に係る保険料を控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和50年3月の資格取得時の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、B社は、当該期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同僚の雇用保険の加入記録から、5人以上の従業員が当該期間においてもA社から継続して勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年5月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月30日から同年5月1日まで

平成7年9月にA社に入社し、申立期間前に一度B支店に勤務していたことがあったが、申立期間の数か月前から退職する8年9月30日までの期間は、継続してC支店に勤務していた。しかし、同社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社から給与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社に勤務していた二人の従業員の供述から、申立人は、同社に申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月30日より後の同年6月6日付けで、遡って同年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

また、A社において平成8年4月まで厚生年金保険の被保険者であった申立人以外の33人についても、申立人と同様に、同年6月6日付けで、資格喪失日を同年4月30日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、本件申立てと同様に、A社に平成8年4月30日まで勤務していたとの申立てがD第三者委員会に行われているところ、当該事案については、24年5月22日付けで、総務大臣から厚生労働大臣に対して、当該申立人の同社における資格喪失日を、8年5月1日に訂正すべきであるとのあっせんが行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失

日を遡って平成8年4月30日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日を、同年5月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA社における平成8年3月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成5年11月から7年2月までを15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和38年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成5年3月19日から7年3月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた報酬月額よりも低くなっている。申立期間の給与振込額が分かる預金通帳の写しを提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると、平成5年3月の資格取得時から同年10月までは15万円、同年11月の随時改定により6年10月までは8万円、同年11月からは厚生年金保険法の改正により9万2,000円と記録されている。

このことについて、A社の事業主は、申立期間の報酬月額、保険料控除額等について確認できる資料が無いとしながらも、申立人に係る報酬月額について、社会保険事務所（当時）には基本給の15万円のみを届け出て、当該基本給に見合う厚生年金保険料を控除していたと思うとしている。

そして、申立人から提出のあった普通・貯蓄預金補助元帳及び預金通帳の写しによると、申立期間におけるA社からの給与振込額は、おおむね18万円から21万円程度であることが確認できるところ、申立人の平成5年3月から同年10月までの標準報酬月額は、上記のとおりオンライン記録上15万円であり、当該期間の給与振込額と同年11月から7年2月までの期間の給与振込額とに相違は見られないことから、当該期間についても、15万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人に係る平成 5 年 11 月の随時改定及び 6 年 10 月の定時決定の 2 回の届出において、事業主が報酬月額をいずれも 15 万円と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が誤って 8 万円と記録したとは考えられず、事業主がいずれも 8 万円として届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額（15 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 5 年 3 月から同年 10 月までの期間については、申立人から提出のあった普通・貯蓄預金補助元帳及び預金通帳の写しによると、18 万円から 21 万円程度の給与が振り込まれていることが確認できるものの、A 社の事業主は、申立人に係る報酬月額を基本給の 15 万円として届け、基本給に見合う厚生年金保険料を控除していたと思うとしており、15 万円より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除については、確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②に係る標準報酬月額を、平成3年6月から4年6月までは12万6,000円、同年7月から同年12月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から同年6月21日まで
② 平成3年6月21日から5年1月27日まで

A社への入社は、平成3年4月1日と記憶しているが、同日からの申立期間①について、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、同社における申立期間②の給与は、月額16万円くらいはあったと思うが、標準報酬月額は10万4,000円となっている。申立期間①については、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②については、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成3年6月から4年6月までは12万6,000円、同年7月から同年12月までは14万2,000円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった5年1月27日より後の同年3月8日付けで、遡って10万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

そして、オンライン記録において、A社に平成5年1月まで勤務していたことが確認できる申立人を除く11人についても同様に同年3月8日付けで、遡って標準報酬月額の減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、役員欄には申立人の名前は確認できない上、元同僚は、「申立人は、デザイナーであって、しかも役員ではなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記標準報酬月額の減額訂正を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないこ

とから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年6月から4年6月までは12万6,000円、同年7月から同年12月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額について、オンライン記録では10万4,000円とされているが、当時の給与額は、給与明細書は残っていないものの、16万円くらいあったので、標準報酬月額を訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は、既に解散しており、当該期間当時の事業主からの回答は無いことから、同社及び当該事業主から申立人の申立期間②における給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできなかった。

そして、申立人がA社を退職した後に入手した雇用保険受給資格者証に記載されている同社における賃金日額の月額相当額は14万490円であり、当該額は、上記減額訂正前の平成4年12月の標準報酬月額（14万2,000円）とほぼ一致する。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立人は、申立期間①についても、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における資格取得日は、平成3年6月21日と記録されており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

また、A社は既に解散している上、当該期間当時の事業主からの回答は無いことから、申立人の申立期間①における勤務について確認できないため、同社の5人の元同僚及び元従業員に照会したところ、回答のあった4人は、申立人を記憶しているものの、勤務期間までは記憶に無いとしている。

さらに、当該4人は、自身のA社における入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日について、1人は3か月、2人は10か月、残りの1人は2年3か月相違しているとしており、そのうちの1人は、「私自身、入社当初は試用期間として厚生年金保険に加入していなかったと思う。」としていることから、申立期間①当時、同社では入社時、相当期間の試用期間があり、当該試用期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年12月9日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和49年6月から同年11月までの標準報酬月額について、同年6月及び同年7月は8万6,000円、同年8月から同年11月までは11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月26日から50年3月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和49年6月26日から同年12月9日までの期間について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は、当該期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む23人の従業員について、昭和49年8月の随時改定又は同年10月の定時決定の記録が取り消されている上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年6月26日（以下「全喪日」という。）より後の同年6月30日付けで一人の従業員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、健康保険証の整理番号が1番の被保険者の資格喪失に係る届出の受付年月日について、全喪日より後の昭和49年12月9日と記載されており、このことについて、日本年金機構は、「当該受付日は、全喪日である同年6月26日に資格を喪失した被保険者全てについて該当し、同年12月9日付けで資格喪失に係る届出がなされたものと推測される。」旨回答していることから、全喪日より後に申立人に係る資格喪失日が遡って処理されたことが認められる。

加えて、全喪日以降、昭和49年12月9日までの期間について、上記被保険者名簿

から、A社には常時5人以上の従業員が在籍していたことが確認できることから、当該期間において、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、全喪日より後に、遡って申立人の資格喪失に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、上記被保険者名簿において確認できる資格喪失届の受付年月日である昭和49年12月9日に訂正することが必要である。

なお、昭和49年6月から同年11月までの標準報酬月額について、同年6月及び同年7月は、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所の記録から8万6,000円、同年8月から同年11月までは、上記取消し前の同年8月の随時改定の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和49年12月9日から50年3月15日までの期間について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿により、申立人と同様に当該期間において被保険者記録が空白となっている複数の従業員は、いずれも当時の給与明細書等を保有しておらず、これらの者から申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成11年4月及び同年5月を20万円、12年4月から同年7月までを18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から12年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間当時の給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成11年4月、同年5月及び12年4月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、11年4月及び同年5月は20万円、12年4月から同年7月までは18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの報酬月額に係る届出を行っておらず、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年6月から12年3月までの標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月29日から同年8月1日まで

A社B支店に営業次長として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社同支店から同社C支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、企業年金連合会の記録及び複数の同僚の供述から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支店における申立期間当時の事業主が特定できないため照会することができず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市教育委員会指導室における資格喪失日に係る記録を平成2年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月8日から同年3月1日まで
B中学校（厚生年金保険の記録では、A市教育委員会指導室）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料等支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市教育委員会指導室から提出された申立人に係る出勤簿及び発令通知書並びに申立人から提出された平成2年2月分の給料等支給明細書により、申立人は申立期間も継続してB中学校に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料等支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、昭和36年3月31日にA社で資格を喪失し、同年4月1日に同社C工場で資格を取得しており、被保険者期間が1か月欠落している。転勤に伴い異動したが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事担当者の回答及び証言から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和36年4月1日に同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 19 年 12 月 7 日は 26 万 1,000 円、20 年 12 月 5 日は 25 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 7 日
② 平成 20 年 12 月 5 日

申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 12 月 7 日は 26 万 1,000 円、20 年 12

月5日は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を平成 19 年 12 月 7 日は 59 万円、20 年 12 月 5 日は 48 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 7 日
② 平成 20 年 12 月 5 日

申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、年金事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支払明細書及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 12 月 7 日は 59 万円、20 年 12 月 5 日

は48万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を25万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、平成18年12月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月1日から18年12月1日まで
② 平成18年1月10日
③ 平成18年12月1日から19年12月1日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているとともに、同社で支給された申立期間②の標準賞与額の記録が無い。また、B社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額についても、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。両社から受け取った当時の給与支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額
は、当初、26 万円と記録されていたが、申立人がA社において被保険者資格を喪失
した平成 18 年 12 月 1 日より後の同年 12 月 8 日付けで、資格取得日である 17 年 12
月 1 日まで遡って 16 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の従業員4人が、申立人と同様に平成 18 年 12
月 8 日付けで標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる上、滞納処
分票によると、同社は当該期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認でき
る。

さらに、申立人から提出された平成 17 年 12 月から 18 年 2 月まで及び同年 6 月か
ら同年 11 月までの給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額は、当
初記録されていた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料とほぼ一致していることが確
認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減
額訂正する合理的な理由は無く、申立人の当該期間の標準報酬月額について有効な記
録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が
社会保険事務所に当初届け出た 26 万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された賞与支払明細書によると、申立人は、
当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主によ
り賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる
保険料控除額及び賞与額から、25 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事
業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、
明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立
てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、こ
れを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立人は、申立期間③の標準報酬月額
の相違について申し立てているが、厚生年金
保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改
定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉
控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額
のそれぞれに見合
う標準報酬月額
の範囲内である
ことから、これら
の標準報酬月額
のいずれか低い方
の額を認定する
こととなる。

したがって、申立期間③のうち、平成 18 年 12 月から 19 年 6 月まで及び同年 8 月
の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認でき
る保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成 19 年 7 月の標準報酬月額について、申立人は、給

与支払明細書を保有していないが、当該期間前後の給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から判断して、当該期間においても同様の保険料控除額であったことが推認できることから、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 申立期間③のうち、平成19年9月から同年11月までの期間について、申立人は、当該期間に給与は支給されなかったと供述しており、給与振込銀行の取引明細書でも、当該期間における給与振込記録は確認できない。

また、申立人の居住地を管轄する区役所が発行した平成19年分の課税資料に記録されている給与収入は、18年12月分(19年1月支給)から19年8月分までの給与支払明細書の合計額とおおむね一致しており、同年9月から同年11月までの給与は源泉申告されていないことが推認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、昭和 58 年 12 月 1 日から 59 年 3 月 6 日までの期間について、申立人はA社において厚生年金保険被保険者であったと認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を 58 年 12 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 59 年 3 月 6 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 55 年 2 月まで
② 昭和 58 年 12 月から 60 年 6 月まで
③ 昭和 61 年 9 月から同年 10 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 1 月 21 日から同年 6 月まで
⑤ 昭和 62 年 3 月から平成元年 9 月まで

A社については、厚生年金保険の加入記録が無いが、これまで昭和 62 年 2 月頃から平成 2 年 11 月頃まで勤務した記憶があったので、当該期間について 21 年 1 月と同年 8 月の 2 回、第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。同社に勤務したのは、よく考えると、昭和 58 年 12 月から 60 年 6 月頃までだったので、申立期間を変更して、再度申し立てる。

また、B社については、平成 4 年 7 月頃から 6 年 10 月頃までの期間及び同年 12 月頃から 12 年 3 月頃までの期間に勤務した記憶があったので、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨を 21 年 1 月に第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかったので、考え直したところ、同社に勤務した期間は、A社を退職した後の昭和 62 年 2 月以降、平成 2 年 11 月頃までだったと思ったので、21 年 8 月に、申立期間を変更して申し立てたが、やはり記録の訂正は認められなかった。B社の勤務期間は、再度よく考えると、昭和 62 年 3 月頃から平成元年 9 月頃までであったことを思い出した。また、同社には、37 年 8 月からも勤務していたことを思い出したので、申立期間①及び⑤について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

さらに、C社の被保険者期間については、同社の関連会社であるD社に 6 か月から

1年程度は勤務していたと記憶しているので、厚生年金保険の被保険者期間が3か月にすぎないのは納得できない。正確に覚えているわけではないが、同社には昭和61年9月頃から62年6月頃まで勤務していたと思うので、記録のある期間を除いて、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人がA社に勤務したとする申立期間②(昭和58年12月から60年6月まで)に関しては、申立人は、平成21年1月及び同年8月の2回にわたり、「同社には昭和62年2月頃以降の期間において勤務をしたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい」旨申し立てているが、同社が昭和62年2月以降において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等について確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月23日付け及び22年5月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社の取締役が第三者委員会に申立てをしたことにより、当該申立てに係る照会文が自分宛てに届き、当該取締役の勤務期間等を聞き、再度考え直したところ、同社の勤務期間は昭和58年12月頃から60年6月頃までであったと思う。」とし、申立期間を当該期間に変更して、再度申し立てている。

そこで、A社について、昭和58年頃の記録を調べたところ、適用事業所の取消しが行われ、事実上未梢された適用事業所として同社が存在し、同社に係る事業所別被保険者名簿が確認できた。そして、この被保険者名簿によると、同社は、58年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人を含む8名が同日に被保険者資格を取得している。

しかし、同社は、昭和59年3月6日付けで、58年12月の厚生年金保険の適用について遡って取り消されるとともに、申立人を含む8名全員の厚生年金保険の被保険者資格が遡って取り消されていることが確認できる。

一方、A社は、商業登記簿謄本により、申立期間②において法人事業所であったことが確認できる上、同社が適用事業所となった昭和58年12月の時点で、上記事業所別被保険者名簿上、8名の被保険者が在籍していたことが確認できること、また、申立人は、「A社には、自分が勤務していたときは、自分以外にも4、5人の従業員がいた。」と供述していることから、申立期間②当時、同社が厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと考えられる。

さらに、申立人は、「A社では、自分は一般職の営業マンだった。」と供述しているところ、商業登記簿謄本において、申立人が同社の役員であったことは確認できない上、従業員の一人は、「同社において社会保険事務を担当していたのは事業主である。」と回答していることから、申立人は当該取消処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社は、同社の適用事業所としての記録が取り消された昭和59年3月6日までの期間においては、厚生年金保険法の適用事業所としての要

件を満たしていたことが認められ、社会保険事務所（当時）において、上記適用事業所の取消処理及びこれに伴う被保険者の資格の取消処理を遡及して行う合理的な理由があったとは考えられず、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格取得日を事業主が社会保険事務所に当初届け出た 58 年 12 月 1 日に、また、資格喪失日を当該取消処理が行われた 59 年 3 月 6 日にそれぞれ訂正し、当該被保険者期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、昭和 59 年 3 月 7 日から 60 年 6 月までの期間については、A社は、平成元年 12 月に解散しており、同社の事業主は所在不明のため、連絡を取ることができないことから、同社の事業所別被保険者名簿に記載のある従業員 7 名のうち、連絡先の確認できた 6 名に照会したところ、そのうちの 3 名から回答があったものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人がB社に勤務したとする申立期間⑤（昭和 62 年 3 月から平成元年 9 月まで）に関しては、申立人は、平成 21 年 1 月に、「同社に平成 4 年 7 月頃から 12 年 3 月頃まで勤務をした（平成 6 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日を除く。）ので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」旨申し立てているが、同社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、申立人の当該期間に係る勤務や厚生年金保険料の控除等について確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、21 年 6 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、この通知を受けて、申立人は、平成 21 年 8 月に、「A社及びB社に昭和 62 年 3 月から平成元年 9 月までの期間勤務し、厚生年金保険料を、自身で社会保険事務所に納付した。」として、再度申し立てているが、当該保険料納付を確認できる領収書等の資料は無く、また、第四種被保険者でもない申立人が、個人で自らの厚生年金保険料を社会保険事務所に納付することは制度上あり得ないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、22 年 5 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、自身で納付したとする保険料の領収書について、「昔の資料なので、所持していないのは当然である。」と主張し、当委員会の判断に納得できないとして再度申し立てている。

しかしながら、申立人からの新たな資料や情報の提供は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、B社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立人がB社に勤務したとするもう一つの申立期間である申立期間①（昭和 37 年 8 月から 55 年 2 月まで）に関しては、申立人は、「これまで申し立てたことは無いが、昭和 37 年 8 月から 55 年 2 月までの期間についても、B社に勤務していたことを思い出したので、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と申し立てている。

しかし、B社が申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、商業登記簿謄本によると、同社が設立されたのは昭和 56 年 10 月 14 日であり、申立期間①は同社の設立前の期間である。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できない上、B社の当時の事業主や同僚等とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間①における勤務及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、B社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 申立人がC社の関連会社であるD社に勤務したとする申立期間③（昭和 61 年 9 月から同年 10 月 1 日まで）及び申立期間④（昭和 62 年 1 月 21 日から同年 6 月まで）に関しては、申立人は、「同社には昭和 61 年 9 月から 62 年 6 月までの期間において、勤務していた記憶があるので、記録のある期間を除いて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立人のC社における雇用保険の加入期間は、申立人の同社における厚生年金保険の加入期間と一致している。

また、C社は平成 5 年 1 月 28 日に適用事業所でなくなっているため、当時の事業主に申立人の勤務等について照会したものの、事業主からの回答は無く、申立人の勤務等を確認できる資料や供述は得られないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿より、申立期間③及び④において厚生年金保険の加入記録がある従業員 6 名に照会したところ、そのうちの 3 名から回答があったものの、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

なお、申立人が申立期間③及び④に勤務していたとするD社についても調査したところ、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、同社の商業登記簿も確認できない。

また、申立人は、C社において雇用保険に加入しており、申立人のD社における雇用保険の加入記録は確認できない。このため、申立人が、申立期間③及び④に同社において厚生年金保険の被保険者であったとは考えられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、C社又はD社における厚生年金保険の被保険者として、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 20 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、ねんきん定期便に記載されている申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額及び保険料納付額の月別状況に係る記録が給与明細書の総支給額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 44 万円と記録されているところ、申立期間のうち、平成 20 年 5 月から同年 8 月までの期間について、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53 万円）であることが確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合の加入記録によると、申立人に係る健康保険の標準報酬月額について、平成 20 年 5 月に 44 万円から 53 万円に変更され、同年 5 月から同年 12 月まで 53 万円であったことが確認できるところ、同健康保険組合は同年 5 月の改定に係る健康保険被保険者報酬月額変更届を保有しており、これによれば、当該変更届が同年 5 月 23 日に受け付けられていることが確認できる。

そして、A社は、申立期間当時、社会保険事務所及び健康保険組合への各種届出について、「複写式の届出様式を使用していた。」と供述しているところ、上記月額変更届は複写式であったことが確認できる上、B健康保険組合では、「申立期間当時から健康保険と厚生年金保険の届出用紙は複写式の様式を使用し、厚生年金保険に係る届出は当組合が社会保険事務所に郵送していた。」と供述していることから、同健康保険組合か

ら当該月額変更届が社会保険事務所に提出された可能性が高く、社会保険事務所の事務処理に誤りがあった可能性を否定できない。

さらに、C年金事務所から提出された平成20年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届では、申立人に係る従前の標準報酬月額が53万円、算定対象期間の報酬月額についても約53万円と記載されていることが確認できる一方、オンライン記録によると、同年8月までの標準報酬月額は44万円とされていることから、社会保険事務所が、同年8月以前の標準報酬月額について、当該算定基礎届とオンライン記録の違いをチェックし、A社又は上記健康保険組合にその理由について照会を行っていれば、申立人の同年5月以降の標準報酬月額が53万円であることに気付いたはずである。

このため、社会保険事務所において、申立人に係る標準報酬月額の変更処理が適切に行われていなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成20年5月に申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったものと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年2月から同年4月までの期間の標準報酬月額について、オンライン記録の標準報酬月額と、健康保険の標準報酬月額及び給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月20日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和28年8月1日に同社C支店から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、異動に伴う届出に誤りがあったとしていることから、昭和28年7月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。年金事務所の記録では、直前の平成7年2月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した扱いになっているが、実際には同年2月末まで勤務していたのは間違いなく、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の元従業員の供述から、申立人は、A社に平成7年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年2月分の上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。年金事務所の記録では、直前の平成7年2月28日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した扱いになっているが、実際には同年2月末まで勤務していたのは間違いなく、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び複数の元従業員の供述から、申立人は、A社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、同社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には入社時から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録、A社の元事業主及び複数の元従業員の供述から、申立人は、同社に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記元事業主は、社会保険料は当月控除であった旨供述しているところ、A社に平成7年2月28日まで勤務していた複数の元従業員が所持する同年2月分の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間において、解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年1月のオンライン記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間当時、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用

の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年6月16日は69万円、17年6月15日は70万円、18年12月15日は80万円、19年6月15日は72万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月16日
② 平成17年6月15日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年6月15日

A事務所（現在は、B法人）に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B法人の事業主の供述、同法人が加入しているC健康保険組合の記録及び申立人の同僚から提出された平成16年6月、17年6月及び18年12月の賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間にA事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記健康保険組合の記録から、平成16年6月16日は69万円、17年6月15日は70万円、18年12月15日は80万円、19年6月15日は72万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に当該賞与に係る保険料を納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年11月までの期間及び14年12月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年4月から同年11月まで
② 平成14年12月から15年3月まで

私は、平成16年1月21日から再就職することが決まったので、同年1月7日に所轄社会保険事務所（当時）で、13年4月から未納となっていた国民年金保険料を遡ってまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は平成16年1月7日に所轄社会保険事務所当該期間を含む未納期間の国民年金保険料を遡って納付したとしており、同日に、申立人に対して納付書が作成され、当該期間直後の13年12月から14年11月までの期間の保険料を過年度納付により納付していることがオンライン記録で確認できるが、当該納付書作成及び過年度納付時点で当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

申立期間②については、申立人は当該期間の保険料は、上記申立期間①及びその後の平成13年12月から14年11月までの保険料と一緒に上記社会保険事務所へ納付したと主張しているが、上記社会保険事務所が、申立人が納付したとする保険料のうち、その一部期間（当該期間直前の13年12月から14年11月まで）の保険料を納付済期間として処理し、当該期間の保険料のみを未納とするような収納事務処理を行ったとは考えにくく、また、当該期間は国に収納事務が一元化された14年4月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難いなど、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13254 (事案 11879 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 62 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続を行い、結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3号被保険者資格取得の届出手続をした平成元年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間直後の昭和62年4月の保険料を平成元年7月26日に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立期間のうち昭和56年10月から61年10月までの期間については、実家所在地の市とは別の区及び市で居住していたことが戸籍の附票で確認できるが、これらの区及び市への国民年金における住所変更手続やこれらの区及び市での納付書の受取に関する記憶が曖昧であること、当委員会において、申立人が実家で父親と同居していた20歳到達時の55年*月から56年10月までの期間及び61年11月から62年4月までの期間について国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認調査を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 9 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、20 歳から保険料を納付していた国民年金の納付証明書を持参して婚姻後に居住している区で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、該当する書類の内容を確認することができず、申立内容は、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から55年3月まで
私は、結婚を契機に国民年金に加入し、私や妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を妻の保険料と一緒に納付し、保険料をまとめて納付していたことは無く、保険料を前納したこともないとしているが、申立人の妻は、昭和50年度から52年度までの期間の保険料を前納しており、妻の納付記録と符合しない上、申立人及びその妻は、国民年金の加入手続、申立期間に係る保険料額及び保険料の納付方法に関する記憶は明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和55年8月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち45年12月から53年6月までの期間は時効により保険料を納付することができず、申立期間のうち同年7月から55年3月までの期間は保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年6月まで
② 昭和63年7月
③ 昭和63年8月から同年12月まで

私の母は、平成2年3月に私の国民年金の加入手続を行い、2年間遡って私の国民年金保険料を一括で納付してくれた。申立期間①及び③の保険料を納付済みにして、申立期間②は厚生年金保険と重複しているため保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が平成2年3月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って一括で納付してくれたとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、3年3月頃に払い出されており、この頃に母親が国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しないほか、申立期間③直後の元年1月から2年3月までの期間の保険料は、3年4月30日に納付されていることがオンライン記録及び申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者台帳から確認できることから、申立人の母親は、上記払出し及び納付時点で過年度納付することが可能であった元年1月分までの保険料を遡って納付したことが推認でき、いずれの時点においても申立期間①、②及び③については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立期間②については、平成14年9月17日に、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点において還付記録の確認はできないことから、当該期間については、当該記録追加時点までは未納期間であったことが推認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の

保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び申立期間の保険料の納付をしていたとする母親は、加入手続の時期、過年度納付の時期及び場所に関する記憶が明確でないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月

私は、勤務していた会社で正社員となった平成 14 年 10 月頃から、国民年金保険料が未納となっていた期間について、交付された納付書で 1 か月か 2 か月分ずつ分割で納付した。交付された納付書が無くなったので保険料は全て納付したと思っていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間前後の国民年金保険料が定期的に納付されている状況が認められない上、申立期間直後の平成 13 年 5 月及び同年 6 月の保険料は 15 年 6 月 17 日に納付されており、同時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られ、平成 9 年 1 月からは基礎年金番号が導入された上、14 年 4 月からは保険料収納事務が国に一元化され、年金記録に収録される納付データは、基本的に保険料を収納した金融機関等からの電磁的データをもって収録されていることから、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

私の母は、申立期間当時、私が学生で実家を離れて生活しており、仕送り等で生活が大変だったので、私の国民年金保険料の免除申請を行ってくれたはずである。母も免除申請を行ったと言っているので、申立期間の保険料が免除となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の大部分の期間居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表により、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、申立期間当時、申立人は実家から住民票を移動しており、住民票を移動した市において免除申請を行う必要があるが、申請を行ったとする申立人の母親は、免除申請を行ったと主張するのみで、申請に関する具体的な記憶が無い上、申立人は免除申請申請に参与していないことから、免除申請が行われたか否かは不明である。

さらに、免除申請申請が行われ、免除が承認された場合、免除承認通知書が申立人に対して送付されるが、申立人は、同通知を受け取った記憶は明確ではないと説明している。

そのほか、申立期間の保険料について免除が承認されたことを示す関連資料は無く、免除が承認されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から4年12月まで

私は、平成4年12月に区役所で国民年金の加入手続きを行い、滞納していた国民年金保険料、国民健康保険料及び税金と一緒に記載された納付書で1年かけて国民年金保険料等を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年12月から申立期間の国民年金保険料の納付を開始したと説明しているが、同時点で、申立期間のうち、2年5月から同年10月までの保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、滞納していた国民年金保険料、国民健康保険料及び税金と一緒に記載された納付書で国民年金保険料等を納付していたと説明しているが、会計の違いから、国民年金保険料等を1枚の納付書で納付することは制度的にできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 53 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 7 月まで

私は、昭和 47 年 6 月初めに、「特例納付の申請が 6 月末で終了する。」というラジオ放送を聞き、同年 6 月末の締切日 2 日前に、母にお金を持たせて国民年金保険料の納付を依頼し、手続完了の報告を母から電話で受けた。その後は、母が保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てのうち、申立期間①については、前回の再申立てに当たり、申立人から改めて事情聴取を行ったところ、初回の申立て（既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。）は、国民年金保険料を特例納付したとの申立てではなく、昭和 47 年 6 月末頃における母親による加入手続及び保険料の納付の申立てであったとのことから、改めて審議を行ったが、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の加入手続及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人は母親に納付を依頼し、母親から「納付した」との連絡を受けた記憶以外の申立期間 68 か月間に係る保険料の納付状況等の記憶が不明であり、申立期間の納付書を見た記憶が無く、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別

に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 1 日付けで再度年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間①については、再々度の申立てを行っているところ、申立人からは当該期間に係る新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

申立期間②については、当該期間の保険料も母親が納付してくれていたとしているが、当該期間直後の期間は未納である上、申立人は、当該期間について、初回申立て時の質問書には「会社整理に当たり収入無し。また 55 年*月、母死亡」と記載し、再申立て時には「昭和 53 年 4 月以降の加入手続も保険料納付も、記憶が無い。55 年 4 月からの未納期間については、会社整理のために収入が無かったからである。」と述べており、当該期間に関する説明に合理的理由が無く変遷している。

また、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当時の保険料納付の具体的な状況が不明であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年8月から13年3月まで
私は、20歳の頃は収入が少なく、国民年金保険料を納付することができなかったが、2年前からの未納期間の保険料が納付できるということで、母が未納期間の2年間分の保険料を遡って納付してくれた。時効により納付できなかった期間が1か月だけできてしまったが、それ以降の保険料を全て納付してくれたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直後の平成13年4月の国民年金保険料は15年5月21日に過年度納付されており、この納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、平成15年度以降については、それぞれ当該年度内に保険料を現年度納付しており、15年度の保険料が納付された15年4月7日時点でも、申立期間のうち13年3月を除く12年8月から13年2月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする母親は、申立期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年2月まで

私の母は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。加入した翌年は納付書が送付されてこなかったため保険料を納付せずだったが、その翌年に前年度分の納付書が送付されてきたため、現年度分と過年度分の保険料それぞれ1か月分ずつを毎月郵便局で納付してくれていた。また、父の昭和62年分の所得税の確定申告書には高額な社会保険料控除額が記載されている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳の時に国民年金の加入手続きを行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和63年3月頃に任意加入で国民年金の被保険者資格を取得したことにより払い出されており、申立人が大学生となった62年4月から当該資格取得日前までの期間（申立期間）は学生時の任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が所持する年金手帳の記載からも申立期間は未加入期間であることが確認できる。

また、申立人と同様に母親が加入手続きをし、保険料を納付してくれていたとする申立人の弟も、20歳となった昭和62年*月から平成元年3月に任意加入で被保険者資格を取得するまでの期間は国民年金に未加入である。

さらに、申立人の父親の昭和62年分の所得税の確定申告書に記載された社会保険料控除額は、当時の父親の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額とおおむね一致するほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年2月までの期間及び50年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月から49年2月まで
② 昭和50年11月から54年3月まで

私の母は、私が専門学校生であった昭和53年8月頃に市役所で「今なら10年遡ってまとめて年金を支払うことができる。」と言われて、納付可能な4年分の国民年金保険料を納付してくれた。母が、「まとめて年金を支払ってきた。」と話してくれたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きに関与しておらず、加入手続き及び国民年金保険料をまとめて納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和56年10月頃に払い出されており、申立人は母親が4年分の保険料をまとめて納付したとしているが、当該払出時点では、第3回特例納付の実施期間は既に終了しているほか、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13272 (事案 7363 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 12 月まで
私の国民年金保険料は、当時勤務していた事業所の経営者が同僚の分と一緒に区役所で納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の勤務先の経営者が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする経営者から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の具体的な状況が不明である、ii) 勤務先の経営者が保険料を申立人の分と一緒に納付していたとする同僚 7 名のうち 3 名は申立期間又はその一部が未納となっているなど、経営者が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、iii) 申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人の保険料を納付していたとする経営者の平成 2 年分の公的年金等の源泉徴収票及び申立期間当時に年金手帳を入れていた区の袋が見つかったとして再申立てを行い、経営者が申立人の保険料を経営者自身及び同僚の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、当該経営者の手帳記号番号は、申立期間後の昭和 40 年に払い出されていることが確認でき、経営者及び経営者と同時期に国民年金に加入した同僚 4 名は申立期間当時、国民年金に未加入

であること、申立人は申立期間当時居住していた区から申立期間直後に転出しているものの46年12月に再度転入しており、申立人の提出した区の袋が申立期間当時に作成され配布された袋であるかは確認できないことなど、当該資料をもって委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から11年3月まで
私は、申立期間当時は大学生であり、国民年金保険料の納付は困難だったため、母から申立期間の保険料の免除申請をしたと聞いている。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請に関与しておらず、申立期間の保険料の免除申請をしたとする母親は、免除申請手続を行った時期、申請回数に関する記憶が明確でない。

また、申立人の基礎年金番号は、申立期間直後に申立人が厚生年金保険に加入したことにより平成11年4月14日に付番されていることが確認できるほか、申立人は上記基礎年金番号が記載された年金手帳以外の年金手帳を所持しておらず、申立期間当時に申立人に別の国民年金の手帳記号番号及び基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人あるいは申立人の母親が、申立期間の保険料の免除申請をしていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から6年3月までの期間、同年10月から7年8月までの期間及び9年1月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月から6年3月まで
② 平成6年10月から7年8月まで
③ 平成9年1月から同年8月まで

私は、会社を退職後、平成6年に国民年金の加入手続をし、送付されてきた納付書で分割して申立期間①及び②の国民年金保険料を区出張所で納付していた。その後、申立期間③当時は保険料を納付していなかったが、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続後に送付されてきた納付書で遡って保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を平成6年10月以降に区出張所で納付したと述べており、説明する納付時期では当該期間の保険料は過年度納付となるが、区出張所で保険料を過年度納付することはできない。

申立期間②については、申立人が厚生年金保険加入期間中であった平成8年12月に過年度納付書が発行されていることがオンライン記録で確認できるが、申立人は、厚生年金保険加入期間中に保険料を納付した記憶は明確でない。

申立期間③については、申立人の第1号被保険者から第3号被保険者への切替処理は平成11年5月20日に行われていることがオンライン記録で確認でき、当該処理時点で当該期間のうち9年1月から同年3月までの保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が明確でないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23342 (事案 10570 及び 22106 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 26 日から 54 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に再度申し立てたが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないことから、記録を訂正できないとの通知を受けた。

しかし、通知文では、私と対立する会社側の言い分及び会社側の顧問社会保険労務士や顧問税理士の供述のみを取り上げている。委員会の結論及び委員会の判断の理由は、第三者委員会の公正中立の理念を大きく逸脱し、事実を無視し、事実を歪曲した判断に基づいたものであり、再度調査の上、公正なる判断をしていただき、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、i) A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の控えによると、その記載内容と社会保険事務所(当時)の記録は一致していること、ii) 上記通知書の控えには、申立人に係る健康保険被保険者証が添付された旨、及びこれに対応して、同社に係る事業所別被保険者名簿にも、当該被保険者証の返戻処理がされている旨の記載があること、iii) 同社の代表者から、資格を喪失している期間において厚生年金保険料を控除することはしていない旨の供述、及び同社の関係者から、申立人の独立に関する供述があったことなどから、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 その後、申立人は新たな情報として、申立期間に独立した事実はなく、独立したのは、昭和 62 年 1 月に新しい会社を設立したときであり、会社が社会保険料を安くさ

せるために自分の知らない間に社会保険を喪失させていたものであり、自分の給与からは変わらずに社会保険料が控除されていたと考えられ、前回の調査では、自分の言い分が十分に第三者委員会に伝わっていないと思うので、再度調査をしてほしい旨再申立てを行った。

しかしながら、前回の委員会の判断の理由で述べた申立期間の独立に関して再度調査したところ、事業主の供述及び当時の関係者などの供述から判断すると、申立期間に独立をしていなかったことは確認できたものの、i) 上記のとおり、上記通知書の控えに記載されている内容と、社会保険事務所の記録が一致しており、上記通知書の控えには、資格喪失に係る届出を社会保険事務所に提出した際に、申立人に係る健康保険被保険者証が添付された旨、及び上記被保険者名簿にも、当該被保険者証の返戻処理がされている旨の記載があることなどが確認できることから、一連の事務処理に不自然さはないか、複数の従業員に照会したところ、健康保険被保険者証に関して、会社に預けていた者は確認できず、回答のあった全員が自分自身で保管し管理していた旨回答があったこと、ii) A社の代表者は、申立期間当時の申立人の勤務実態及び被保険者資格を一度喪失し再度取得した理由は不明であるが、資格を喪失している期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除するようなことはしていない旨供述していること、iii) 当時の顧問社会保険労務士及び会計事務所の担当者は、厚生年金保険に未加入である従業員から保険料を控除するようなことは考えられず、A社が事務処理上の間違いをしていれば、チェックをしたときに分かるので訂正をする旨供述している上、当該顧問社会保険労務士は、社会保険を喪失させると健康保険被保険者証も返納するので、本人が知らない間に資格喪失させることは考えにくい旨供述していることなどから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、その他、当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成23年12月7日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 これに対し、申立人は、通知文では自分と対立する会社側の言い分及び会社側の顧問社会保険労務士や顧問税理士の供述のみを取り上げており第三者委員会の公正中立の理念を大きく逸脱し、事実を無視し、事実を歪曲^{わい}した判断に基づいたものであり、今回自分の供述した内容を再調査して公平な判断と結論を出して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、本件における申立人の主張から、申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認又は推認できる新たな関連資料及び周辺事情は得られず、当該主張をもって当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、このほか、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、会社側が勝手に退職したという理由を作り、自分の知らないうちに厚生年金保険の資格喪失届を社会保険事務所に提出し、そのことにより年金記録が

喪失しているものであり、会社側が保険料控除をしていないというのであれば、それらのことを会社側が証明すべきであり、その証明ができないのであれば、年金記録を回復すべきである旨主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険事案については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合」に記録訂正についてのおっせんを行うこととされており、これと離れて、事業主が行った届出等の是非について審議、判断する機関ではないため、その主張は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月11日から同年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和49年8月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は、昭和49年8月10日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、A社から提出された、同社が作成した「健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳」において、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和49年8月11日と記録されており、オンライン記録と一致している上、しかも、健康保険被保険者証が同年8月10日に回収されていることが確認できる。

そして、A社は、厚生年金保険の被保険者資格を月の途中で喪失し、被保険者でなくなった月について、厚生年金保険料を給与から控除する、又は徴収することは無かったとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務していた従業員4名に申立人の申立期間における勤務について照会したところ、いずれも申立人が申立期間に勤務していたかどうかは不明としており、また、同社で申立期間当時、総務を担当していた従業員は、同社では退職日を一律に月末とするということは無かったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月16日から9年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成8年10月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の給与から申立期間における厚生年金保険料を控除したか不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年10月16日に厚生年金保険の資格を喪失した従業員20人に照会したところ、回答のあった7人のうち3人は、同社が厚生年金保険から脱退するという話を聞いたとしており、オンライン記録により、当該3人は同年10月から国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人も申立期間のうち、同年10月から9年3月までの期間について、国民年金保険料の免除申請を行っており、同年4月から10年2月までは国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B協会C支部及びD区役所から提出された申立人に係る健康保険の加入記録によれば、申立人は、A社が適用事業所でなくなった平成8年10月16日から9年4月11日までの期間について、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であり、また、同年4月11日から15年3月18日までの期間について、国民健康保険に加入していたこと

が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和61年10月10日から62年7月10日まで
③ 昭和63年6月1日から64年1月1日まで

A社で百科事典を販売していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。

それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社で百科事典の販売をしていたと主張している。しかしながら、A社は、百科事典の編集出版のみを行う事業所であり、百科事典の販売は、同社の関連会社であるD社が行っていたことが、当時の多くの従業員の回答で確認された。

そこで、A社及びD社に係る事業所別被保険者名簿を調査したところ、申立人が両社で厚生年金保険の被保険者になった記録は確認できない。

また、D社の当時の人事課長は、「営業職は、クリエイターと称して採用していたが、正社員ではなく販売委託契約社員であったので、社会保険には加入させていない。」旨の回答をしている。

さらに、D社の当時の社会保険担当者及び採用担当者は、「営業職は、歩合制の販売委託契約社員であり、研修中の短期間に退社する従業員が多くいたので、社会保険に加入させていなかった。」旨の回答をしている。

加えて、D社の事業主も、「2か月程度の在籍期間の従業員は厚生年金保険に加入させておらず、保険料の徴収もしていない。」旨回答している。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするB社は、オンライン記録及び適

用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、商業登記簿謄本及び申立事業所に関する申立人の記憶から特定された事業主は、申立人のことをはっきりと覚えていなかったが、申立人の主張のとおり、「大学の同窓会の要請で7人から8人の社員を採用した記憶はある。」旨回答をしている。

しかしながら、上記事業主は、「B社は、社会保険に未加入であったので社員の給与から保険料を控除するようなことはしていない。」旨回答している。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務していたとするC社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、C社は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、申立人が記憶する事業主の氏名は姓のみのため、事業主を特定することができない。

- 4 申立人の雇用保険については、申立期間①の一部において他社の加入記録が確認でき、申立期間②及び③については申立人の加入記録は確認できない。

また、申立人は、当時の同僚等の氏名も記憶していないことから、申立人の各事業所における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月20日から36年2月28日まで
② 昭和37年1月8日から39年3月30日まで

A店に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①又は申立期間②に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①又は申立期間②に勤務していたとするA店は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、申立人が記憶する事業主の氏名は姓のみのため、事業主を特定することができない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた従業員も、姓のみで個人を特定することができず、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

加えて、申立人が氏名を記憶していた従業員を検索したが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 13 日から同年 12 月 8 日まで
② 昭和 45 年 5 月 20 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 11 月 25 日から 54 年 4 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した期間のうちの申立期間②及びC社に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「当社の会長が、申立人が在籍していたことは記憶していたが、期間は特定できない。また、当時の資料を保管していないため申立人の申立期間①における勤務状況及び保険料控除について確認できない。」旨回答している。

また、申立人が名前を挙げた申立期間①当時の事業主夫妻及び上司は死亡しているため、勤務状況等について確認できない。

さらに、A社の元経理担当役員及び元社会保険担当従業員は、「雇用保険に加入していない者が、厚生年金保険だけ加入するというようなことは無いと思う。」旨述べているところ、申立人のA社における雇用保険の離職日は昭和 44 年 6 月 12 日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合していることが確認できる。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記録が遡って訂正される等の不自然な記載は見当たらない。

2 申立期間②について、B社の事業主は、確認できる資料は何も無いが、申立人が当該期間に同社に勤務していた旨証言している。

しかしながら、上記事業主は、申立期間②当時の人事記録等の資料を保管しておら

ず、B社の元経理担当者も死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社の複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「同社は研修期間があり、研修が終わらないと正社員になれず、研修が終わるまでは健康保険証はもらえなかった。」と述べており、別の従業員も、「入社して健康保険証がなかなかもらえなかった記憶がある。」旨述べていることから、同社においては、申立期間②当時、従業員を採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

なお、申立人は、「入社して1か月ぐらいたった時期に盲腸で入院し、その際に健康保険証を使用した記憶がある。」と述べているが、当該病院は、既に廃業しているため、申立人の証言を確認することはできない。

- 3 申立期間③について、C社の事業主（当該事業主は、B社の事業主と同一人）及び複数の従業員の証言により、申立人が当該期間にC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記事業主は、申立期間③当時の人事記録等の資料を保管しておらず、経理担当者（当該経理担当者は、B社の経理担当者と同一人）も死亡しているため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人のほか、昭和53年11月25日に被保険者資格を喪失している従業員は二人確認できるところ、申立人及び当該二人の従業員が健康保険被保険者証を返納している記録が確認できるほか、当該被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の記録が遡って訂正される等の不自然な記載は見当たらない。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年1月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年2月から5年10月までは53万円、同年11月及び同年12月は20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の6年3月4日付で、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録（事業所記録照会回答票）及び戸籍謄本によると、A社の事業主は申立人の妻であることが確認できるものの、商業登記簿謄本によると、申立人及び事業主は、同社の代表取締役としてそれぞれ登記されていることが確認でき、申立人は、「当時、B社の社長に事業支援をお願いした。事業主は、当時、癌を発症し、入退院を繰り返しており、B社から派遣された総務、経理のスタッフが全てを仕切っていた。事業主は、訂正処理が行われた平成6年3月頃入院していたかどうかは、覚えていない。当時、既にB社の支援を受けており、事業主は、経営の指揮から外れていた。」と述べている。

また、A社の複数の取締役及びB社から派遣された事務担当者は、「減額訂正手続を誰が行ったかは不明である。」と回答していること、事業主及び上記B社の社長は死亡していることから、減額訂正手続を誰が行ったかについて確認できない。

さらに、申立人の意向により従業員照会を行わなかったため、これらの者から減額訂正手続を誰が行ったかについて確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、減額訂正手続は会社の業務としてなされた行為であり、事業主が社会保険に関する権限を有してい

たものの、代表取締役である申立人は、もう一人の代表取締役である事業主と同様に当該行為に責任を負うべきであると認められ、当該行為の結果である標準報酬月額減額訂正が有効ではないとの主張は信義則上許されず、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から45年4月30日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。
当時の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していると申し立てているところ、B社は、申立期間の資料を保管しておらず、申立人の標準報酬月額及び保険料控除については不明としている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備な点はなく、また、不自然な訂正処理が行われた形跡は認められない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった申立期間の給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額である月があることは認められるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23358 (事案 4690 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年12月26日から39年3月18日まで
② 昭和39年5月16日から同年8月21日まで
③ 昭和46年10月16日から47年8月1日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務等について確認できないこと、また、厚生年金保険に加入している複数の従業員は、申立人を記憶している者がおらず、当該期間に同社における勤務が確認できなかった。

申立期間②に係る申立てについては、B社の現在の事業主は、「当時の事業主である父は死亡しており、資料も残っていないことから勤務等について全く分からない。以前より試用期間があったため、3か月ぐらいの勤務で厚生年金保険に加入になったかは不明である。」旨回答している上、元従業員は、「厚生年金保険への加入は、入社後6か月たってからである。」旨回答している。

申立期間③について、C社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い。

そこで、商業登記簿謄本に記載されている事業主の生存を確認したところ、既に死亡しており、事業主の妻は、「会社を清算した時点で会社関係書類は全て処分したので何も残っていない。会社は社会保険に加入していなかったため、保険料を控除することも

なかった。」旨回答している。

また、申立人は、元同僚の名前を一人も記憶していないことから、元同僚に申立人の勤務等について確認できなかった。

以上の理由から、各申立期間について、平成 21 年 10 月 21 日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、各申立期間にそれぞれの事業所に勤務していたことは確かであると主張している。

そこで、申立期間①については、A社が平成元年6月*日にD社に吸収合併されていることから、D社へ当時の資料を保管していないか確認したところ、「昭和 49 年度以前の資料は残っていない。」旨回答があったことから、申立人の勤務等について確認できなかった。

その上、前回の調査で回答が無かった元従業員を含め 11 人に照会したところ、6 人から回答があったものの、申立人を記憶している者はいなかった。

また、申立期間②については、前回の調査で未照会だった元従業員一人に申立人の勤務等について照会したところ、回答が無く、申立人の勤務等について確認できなかった。

さらに、申立期間③については、申立人の雇用保険の加入記録が昭和 46 年 12 月 15 日から 47 年 6 月 10 日まで記録されているものの、事業所の名称が不明である上、事業所番号は、C社の所在地とは異なる区に係る番号であった。

加えて、C社の後に勤務した事業所における雇用保険の資格取得日は、昭和 47 年 6 月 15 日となっており、申立期間③の一部と期間が重複していることが確認できる。

以上のことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、各申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで

A社の海外子会社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の年より低くなっている。当時、社会保険料は全額をA社が負担していたが、同社の業績は順調であり、保険料の会社負担額を故意に減額する理由があったとは考え難く、社会保険事務所（当時）で転記、記入の際に誤りがあったと推察されるので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は平成 15 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社製品のアフターサービスを行っているB社にA社の人事記録等は保存されていないことから、同社における海外勤務者の社会保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の元事業主に文書照会を行ったが、回答を得られない上、同社の経理担当役員及び総務部長は、申立期間における海外赴任者の社会保険の取扱いについて不明である旨回答しており、申立人の標準報酬月額に係る届出及び保険料控除の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿から、昭和 58 年 10 月の定時決定において、標準報酬月額が5等級低くなった申立人を含む従業員4人のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、両名とも給与明細書等は保有しておらず、給与からの厚生年金保険料控除額について確認することができない。

加えて、申立人は、海外勤務期間の給与はA社から支給されていなかったため、同社から給与明細書は発行されておらず、同社の海外子会社では給与明細書の発行が無かった旨供述しており、申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、上記従業員のうち一人は、昭和 57 年 11 月から 60 年 10 月まで申立人と同じ海

外子会社に勤務していた旨供述しており、上記被保険者名簿から、当該従業員は申立期間を含む58年10月から60年9月までの2年間にわたり標準報酬月額がその前後の期間より低いことが確認できるところ、申立人及び同人のいずれも上記被保険者名簿の記載内容に、遡って標準報酬月額を訂正している等の不自然な処理の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月27日から同年9月1日まで
② 昭和43年1月21日から同年3月1日まで

A県B部に賃金職員として勤務していた申立期間①及びC区立D保育園に勤務していた申立期間②が厚生年金保険に未加入となっていることを知った。申立期間②については、臨時職員だったと思うが、共済年金には加入していないことから、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間①及び②については、いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出されたA県B部長からの採用通知書及びE省から提出された人事記録によると、申立人が、昭和34年7月27日に事務補佐員としてA県B部に採用され、同年8月31日に一旦退職となり、翌日の同年9月1日付けで、それまでの期間と同様の雇用条件により同部に再び採用されたことが記録されており、申立期間①において同部に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、E省及びA県F局では、保存期限経過のため、当時の事務補佐員の年金関係の資料は残っておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険に係る届出等の記録や保険料控除について確認することはできないと供述している。

また、A県B部に係る事業所別被保険者名簿から、昭和34年9月1日又は同年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の職員に照会したところ、このうちの5名が同年4月又は同年7月に賃金職員として採用されたと供述している。そして、そのうちの1名から提出された人事記録には、昭和34年7月27日に事務補佐員としてA県B部に採用され、同年8月31日に一旦退職となり、翌日の同年9月1日付けで、それまでの期間と同様の雇用条件により同部に再び採用されたことが記録されており、これは、申立人と全く同じ記録であることが

確認できるところ、当該職員は、「昭和 34 年 9 月から厚生年金保険や健康保険に加入することになるため、賃金職員については手取り額が減るという説明を受けた。実際、9 月から手取り額が減った記憶がある。」と供述している。

これらを踏まえると、A 県 B 部においては、申立期間①当時、採用後、数か月間経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、C 区に採用され、C 区立 D 保育園に臨時職員の保母として勤務していたと主張している。

しかしながら、C 区役所では、同区役所の保管している人事記録によると、「申立人が、昭和 43 年 3 月 1 日付けで C 区職員として採用されていることが確認できるが、同年 3 月 1 日以前については、申立人の記録が無く、また、申立人の厚生年金保険に関する届出や保険料控除を確認できる資料は残っていない。」と回答している上、申立人が記憶する当時の上司等の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間②に係る勤務や保険料控除等について確認することはできない。

また、申立人が昭和 43 年 3 月 1 日から組合員となっている A 県職員共済組合では、「申立期間②当時、臨時職員という名称の雇用形態は無かったので、申立人は臨時職員ではなく、アルバイトという扱いだったと思う。」と供述しているところ、C 区役所では、「申立人は、昭和 43 年 2 月 14 日に採用選考に合格しているため、同年 3 月 1 日から本採用になることは、採用された時点で決まっていたはずである。このため、申立人は 2 月末日までは、アルバイト職員であったと考えられる。そして、申立人のように 2 か月未満の雇用を予定しているアルバイト職員について、法律上、厚生年金保険に加入させることは無い。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から51年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が8万円と記録されているが、同社から受け取っていた給与額は、申立期間に記録されている標準報酬月額よりもはるかに高い10万円以上の金額であった。給与明細書等のこれを証明できる資料は保有していないが、受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額に記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、オンライン記録では8万円と記録されているが、受け取っていた給与額は、申立期間に記録されている標準報酬月額よりもはるかに高い10万円以上の金額であったと主張している。

しかしながら、A社は、申立期間当時の支給総額及び厚生年金保険料控除を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は既に死亡しているため、申立期間当時の状況を確認することはできず、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の現在の人事担当者は、厚生年金保険の資格取得時に届け出た標準報酬月額に基づく保険料以上の保険料を給与から控除することは無いとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和50年9月1日の前後各3か月以内に被保険者資格を取得した女性のうち、申立人と同年代の者7名の標準報酬月額は申立人と同じ8万円となっている上、申立期間に申立人と同様に事務員として勤務していたことが確認できた同年代の女性被保険者には、申立人が主張するような標準報酬月額が10万円以上の者はいないことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額等の記載内容の不備な点や、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡等が無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月 1 日から 49 年 1 月 16 日まで
② 昭和 51 年 4 月 5 日から 57 年 9 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）C 製作所に勤務した申立期間①及びD 社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額に見合う標準報酬月額より低額になっているので、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B 社は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない旨回答しているが、同社から提出された申立人に係る社員台帳に記載された給与額は、A 社C 製作所に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額とおおむね一致していることが認められる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

申立期間②について、申立人のD 社に係る雇用保険の離職時賃金日額は 8,091 円と記録されており、同賃金日額を月額に換算すると 24 万 2,730 円となり、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかしながら、D 企業年金基金の申立人に係る加入者受給権者台帳の標準給与の記録は、上記被保険者名簿で確認できる申立人の標準報酬月額と一致している上、当該標準報酬月額の記録について、遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

また、申立人から提出された昭和 57 年度県民税市民税特別徴収税額通知書に記載された社会保険料の金額は、上記被保険者名簿の申立人の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②のそれぞれの事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している申立人と同職種の複数の従業員について、標準報酬月額の推移を比較したところ、申立人の標準報酬月額のみが、低額とはいえ、ほぼ同額で推移していることが確認できる上、当該複数の従業員は、自身の記憶している報酬月額と年金記録で確認できる標準報酬月額に相違は無い旨回答している

ほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、申立人は、申立期間①及び②のそれぞれの事業所に係る給与明細書等を保有しておらず、当該期間に係るそれぞれの事業所の事業所別被保険者名簿から、複数の元従業員に給与明細書等の有無を照会したが、保有している者は確認できなかった。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 11 日から平成 10 年 5 月 20 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、正社員として勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事担当者は、「当時の賃金台帳は保管していないが、当社が保管するデータから、申立人が、昭和58年9月18日から平成11年4月10日まで、正社員として勤務していた記録が残っている。」旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務は確認できる。

しかしながら、A社の人事担当者は、「株式上場前は、正社員であっても厚生年金保険の加入は希望制であり、希望した者については、雇用保険と厚生年金保険に同時に加入させていた。正社員全員を厚生年金保険に加入させたのは株式上場後の平成6年頃と記憶するが、加入していなかった正社員を特定の日に一斉に加入させるという対応はしていなかったと思う。申立人が同年以降も加入していない理由は不明だが、加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」旨回答しているところ、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できず、申立期間当時に厚生年金保険に加入していた複数の元従業員に係る雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録はほぼ一致していることが確認できる。なお、申立人が、申立期間後に同社において厚生年金保険に加入していた期間については、雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は一致していることが確認できる。

また、A社の本社で経理担当をしていたとする元従業員は、「株式上場前は、厚生年金保険に加入できた者は、正社員で6か月以上勤務歴があり、その者が、会社に厚生年金保険の加入を申し出ることによって加入した。」旨供述し、元同僚は、「自分は昭和

59年3月から同社に勤務したが、健康保険と厚生年金保険に加入したのは、子供が生まれたことに伴い会社に申し出た63年8月からである。厚生年金保険に加入していない期間は、給与から保険料控除は無かった。」旨供述している。

さらに、金融機関から提出された申立人に係る昭和59年7月から平成10年5月までの普通預金月中取引表及び預金元帳から、A社が株式上場した6年前後を含め、申立人の給与振込額から厚生年金保険料の控除をうかがうことはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月14日から49年12月23日まで

A社(申立期間中にB社に社名変更し、現在は、C社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同社と配置転換をめぐって係争中の期間であるが、D高等裁判所の和解勧告に基づき会社側と和解が成立し、懲戒解雇が撤回され依願退職の扱いとなったので、同社にはその間も在籍していたことは間違いなく、当該和解調書を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和49年12月12日付けD高等裁判所の口頭弁論調書(和解)によれば、「B社は、申立人に対する懲戒解雇を撤回する。また、申立人は、本日(昭和49年12月12日)、会社に対し退職の申出を行い、会社はこれを承諾した。」旨の記載が確認でき、当初、A社が申立人に対し行った44年10月13日付けの懲戒解雇は撤回され、49年12月12日付けでの依願退職に変更されていることから、44年10月14日から49年12月12日までの期間については、申立人の同社における在籍は認められる。

しかしながら、上記口頭弁論調書(和解)によると、B社は、申立人に対し和解金を支払う旨の記載は確認できるが、厚生年金保険の取扱いに係る記載は確認できない。

そこで、上記口頭弁論調書(和解)に記載された申立人の控訴代理人弁護士(二人)に照会したところ、両弁護士は、「申立人のことは記憶しているが、当時、会社側と厚生年金保険の取扱いについて協議を行ったか否かの記憶は無く、本事件の関係資料は保存していない。」旨供述し、また、C社の現在の人事担当者は、「申立人との裁判関係資料は保管されておらず、当時の状況について確認できなかった。」旨供述している。

さらに、申立人は、「和解成立後、会社等に厚生年金保険料を支払った記憶は無い。

なお、申立期間当時は、妻の被扶養者として健康保険に加入していた。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23375 (事案 20713 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月1日から同年7月1日まで
② 平成3年4月1日から4年4月25日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当初、昭和39年4月から同年7月1日までの期間はC社に勤務していたと申し立てていたが、当該期間のうち、同年4月から同年5月31日までは適用事業所となっていないこと、同社の複数の従業員のうちの1名は、申立人と一緒に勤務していたことはあるが勤務時期は不明であるとしており、申立人が当該期間に勤務していたことが確認できなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該期間を含む申立期間①は、A社に勤務していたと申し立てているところ、当時の従業員の供述から、入社日は特定できないものの、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間①当時の資料は保管しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、A社の申立期間①当時の取締役は、同社には一定期間の試用期間があり、試用期間は厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

以上のことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②については、B社の複数の元従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に営業職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社の事業主は、現在は事業を停止し、申立期間②当時の資料は保管しておらず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であると供述している。

また、B社の事業主は、営業職の従業員は入退社が激しかったため、入社日に厚生年金保険に加入させておらず、加入させるまでの期間は厚生年金保険料を控除していなかったと供述しているところ、申立人から提出された同社の社員旅行の写真に写っている従業員のうち、営業職であった複数の従業員は、オンライン記録によると、写真撮影日において、厚生年金保険に加入していないことが確認でき、また、そのうちの1名は、厚生年金保険の資格取得日より6か月ぐらい前に入社したと供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで
A社(現在は、B社)のC工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の従業員として同社のC工場内にあったD社で業務に従事していたと供述しているところ、申立人が同社において記憶している元上司は、A社の従業員であった申立人と一緒に同社のC工場内にあったD社において勤務していたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社の従業員としてD社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、申立人に係る資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明である旨回答しており、申立人がA社に入社する際の面接担当官であったとする者及び申立期間当時の同社の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の同社での勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社は、昭和48年8月までにA社に在籍した全ての従業員の氏名が記載されているとする従業員名簿を保管しており、当該名簿によると、社会保険に未加入として記録されている複数の従業員が確認できるところ、当該未加入者を抽出して同社に係る事業所別被保険者名簿で確認したが、いずれの者も被保険者となっていないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から同年 12 月 20 日まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の供述及び申立人の同社についての詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社の元事業主は、当時の資料は保管しておらず、申立人を記憶していないと供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社の元事業主は、通常は、入社日から 3 か月ぐらい経過後に入社日に遡って厚生年金保険に加入させる手続をしており、また、その間に従業員から厚生年金保険の加入申出があれば、申出があったときに入社日に遡って厚生年金保険に加入させる手続をしており、遡って加入させた期間の厚生年金保険料は従業員の給与から控除していなかった、しかし、加入手続前に退社することがあらかじめ分かっている者については、厚生年金保険の加入手続はしなかったと供述している。

なお、申立人は、A 社の入社日から厚生年金保険に加入しているものだと思っていたので、同社に厚生年金保険への加入の申出はしておらず、同社に対しては、昭和 52 年 10 月末頃か同年 11 月上旬頃に退社する旨の意向を伝えたと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。